平成２３年（フ）第２７８号
大分市大字横尾3764番地　ＴＯＭＡＲＡ横尾105
債務者　深堀　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５１１号
大分市萩原１丁目４番４号　八千代ビル305
債務者　麻生小夜子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５１９号
大分市大字中戸次1220番地　サンハイムＢ102
債務者　中鶴　麻紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７２号
盛岡市湯沢南２丁目３番６号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８５号
盛岡市高松２丁目９番19号　よしみ館201号
債務者　中川　哲伸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８７号
岩手県奥州市江刺区藤里字柳沢37番地２
債務者　佐藤　絹子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８９号
岩手県奥州市水沢区袋町５番５号　桜荘３号
債務者　小暮　順一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３１５号
千葉市美浜区高洲２－４－７－105号室、住民票上の住所千葉県旭市後草80番地10
債務者　小川　哲正
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２４号
千葉県市川市行徳駅前１丁目20番14号　第６ウィステリアハイツ202号
債務者　米野　照代
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７６号
千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼111号
債務者　大竹　拓実
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３７号
千葉市緑区土気町339番地３　ドメイン土気307号
債務者　平戸　章友
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４４号
千葉市中央区仁戸名町628番地14　フィットハイム203号
債務者　岸　　公一
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４８号
千葉県船橋市前原西６丁目６番24号
債務者　梅津千恵子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５２号
千葉県市川市平田１丁目16番19－301号　カーサ本八幡
債務者　佐藤　　正（旧姓平沼）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６４号
千葉県若葉区貝塚２丁目９番12号　メゾン若葉106号
債務者　齊藤千佳子（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番９棟517号
債務者　丹羽　政和
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８７号
千葉市緑区おゆみ野２丁目22番地13
債務者　久良木珠美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２２号
千葉県船橋市金杉７丁目40番11号　小林荘102号
債務者　千田　新二
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係